

秦野市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年秦野市条例第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、秦野市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定により必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理するため、秦野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(委員)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 名以内の委員により組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援について学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者への出席要請等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第54号を第55号とし、第53号の次に次の1号を加える。

(54) 秦野市子ども・子育て会議の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第53号まで」を「前条第1号から第54号まで」に改め、同条第2項中「前条第54号」を「前条第55号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市子ども・子育て会議の委員	同 7, 800円
-----------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第53号まで」を「条例第1条第1号から第54号まで」に、「条例第1条第54号」を「条例第1条第55号」に改める。